

平成30年度第2回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：平成30年7月9日（月） 午前10時00分～午前12時00分

場 所：市役所9階 レクチャールーム

出席者：武藤会長、日野委員、西村委員、穴見委員、松尾委員、西田委員、小路口委員、相澤委員、吉岡委員 以上9名

事務局：徳永総務部長、竹村次長、吉村主幹、林田課長補佐、草野、中島

その他：生活支援第1課（榊課長補佐、西村）、健康保険課（藤木課長、相浦主査、吉田）、保健所健康推進課（吉塚課長）、農業委員会事務局（横溝事務局長、下川課長補佐）、みどりの里づくり推進課（古賀主幹、高井良）

議事の概要

1 委員紹介

- (1) 総務部長挨拶
- (2) 委員紹介・挨拶

2 会長・副会長の選任

- (1) 武藤委員を会長に選任
- (2) 松尾委員を副会長に選任

3 諮問案件の審議

【諮問案件1】

久留米市福祉事務所が行う医療扶助費適正強化事業の業務委託について

- 1 生活保護受給者に係る診療報酬明細書及び被保護者マスターの情報並びに保健所健康推進課において実施した生活習慣病予防健康診査の結果を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）及び当該目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について

【健康福祉部生活支援第1課】

【健康福祉部保健所健康推進課】

- 2 上記1の個人情報をオンライン結合等により提供することの公益上の必要の有無及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部生活支援第1課】

—資料を基に生活支援第1課から説明—

(B委員) 医療扶助費は、生活保護費とは別にかかるものか。

(担当課) 医療扶助費は生活保護費の一部である。29年度は生活保護費全体が約110億円、そ

のうち医療扶助費が約60億円である。

(B 委員) 生活保護受給者が医療機関を受診した場合の本人負担はあるのか。

(担当課) 生活保護受給者の本人負担は基本的にはない。

(A 委員) 不適切な受診とは頻回、重複のことか。

(担当課) 重複、頻回受診のことで、その是正のために今回の事業を行うものである。また、人工透析を伴う腎不全は必要となる医療費の額も大きく、生活の質も著しく低下する。生活習慣病重症化予防により生活の質をできるだけ向上させることも今回行う事業の目的の一つである。

(H 委員) 10年間で医療扶助費が18億円増加している主な要因は何か。

(担当課) 受給者の増加、受給者の高齢化の進展等様々である。

(D 委員) 医療扶助費適正化強化事業について、他の自治体の先行例があるか。

(担当課) 生活保護受給者に対する事業としては、呉市・福岡市・横浜市が取り組んでいる。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件2】

1 国保データベース (KDB) システム内の「個人の健康に関する情報」を県に外部提供することの公益上の必要の有無 (条例第9条第3項第4号) 及び当該外部提供に際して本人通知を省略することの適否 (条例第9条第4項) について

【健康福祉部健康保険課】

【健康福祉部保健所健康推進課】

【健康福祉部介護保険課】

2 国保データベース (KDB) システム内の「個人の健康に関する情報」を県に外部提供するに際し、システム上で閲覧を可能とするため、オンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無 (条例第10条第1項第2号) について

【健康福祉部健康保険課】

—資料を基に健康保険課から説明—

(D 委員) 福岡県が保険者になることによりどのような効果が見込まれるのか。事例があれば伺いたい。

(担当課) 福岡県が保険者となることにより、久留米市が保健事業を展開する際に福岡県よりアドバイスを受けることができる。

(A 委員) 福岡県からの事業支援とはどのようなものか。

(担当課) 福岡県による県全体で取組む事業を受けられること、市が行う保健事業にかかる費用の試算、財政的な支援等が考えられる。

(A 委員) 保健事業は市町村によって差異があったのか。

(担当課) 市町村によって色々な特性があるので差異は考えられる。久留米市は比較的精神疾患の患者さんが多かったり、医療機関に恵まれているため、市外から久留米市に転入して治療を受けられる方がいるなど。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件3】

筑後川土地改良区からの求めに応じた農地情報等の提供について

- 1 農地所有者及び農地に設定された賃借権等の権利者の生年月日情報を外部提供することの公益上の必要の有無(条例第9条第3項第4号)及び当該外部提供に係る本人通知の省略の適否(条例第9条第4項)について
- 2 農地法施行規則に定められた筑後川土地改良区からの求めに対し、農業委員会が提供を義務付けられた農地台帳上の情報及び上記1に係る情報をオンライン結合等(磁気記録媒体)により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

【農業委員会事務局】

—資料を基に農業委員会事務局から説明—

(I 委員) 筑後川土地改良区以外の土地改良区からは情報提供を求められていないのか。

(担当課) 現在のところ要請があるのは筑後川土地改良区のみで。これから大掛かりな事業が予定されており、組合員の確認が急務であるため。

(A 委員) 対象者の特定のために生年月日の情報が必要な理由を詳しく伺いたい。

(担当課) 1つは土地改良区的意思決定機関である総代会の役員選挙において被選挙権の有無に関し年齢を確認するため。もう1つは大掛かりな事業を行うに当たっての台帳整理のため。ある組合員が農地を取得し、住所変更後にも農地を取得すると二重登録の状態となるため、生年月日によって組合員の特定を行うものである。

(A 委員) 農地台帳の耕作者情報と土地改良区の台帳の組合員情報は一致しているのか。

(担当課) 原則一致しているが、農地所有者が亡くなって土地改良区への手続きをしていない場合等、一部不一致がある。

(A 委員) 土地改良区の組合員名簿(台帳)の更新はどの様に行うのか。農地台帳の更新に連動して更新されないのか。

(担当課) 連動していない。例えば農地の所有者が変わった場合は土地改良区への変更手続きをすべきであるが、相続で所有者が変わっても手続きをされない方もいる。また、一括して農地台帳の情報を土地改良区へ提供するのは今回が初めてである。

(A 委員) 筑後川土地改良区の事務所は久留米市内にあるのか。

(担当課) 久留米市三潴町高三潴に事務所がある。

(A 委員) 筑後川土地改良区の職員は久留米市から出向している職員であるのか。

(担当課) 筑後川土地改良区が直接雇用している職員である。

(D 委員) 提供する農地台帳のデータを実際に扱うのは誰か。アルバイトか。

(担当課) 筑後川土地改良区の職員が取り扱うことになる。

(D 委員) 筑後川土地改良区には守秘義務を定めた規則等があるのか。

(担当課) 筑後川土地改良区の内部規則までは確認できていないが、守秘義務等については協定書に盛り込むようにする。

(D 委員) 情報管理の体制をしっかりとしていただきたい。

(A 委員) 所有者の氏名・住所は登記簿謄本で公開されている情報であり、提供することは問題ないと思うが、生年月日を提供することの必要性にはやや疑問が残る。

(B 委員) 筑後川土地改良区は公共団体であり、自ら戸籍を調べることができる。しかし調べる対象が膨大であり、急いで組合員の確認をする必要があるので、農業委員会より今回の情報提供を行うということか。

(担当課) 筑後川土地改良区より依頼があった際に、生年月日については市民課に住民票を請求していただくという方法も考えられた。しかし耕作者の生年月日情報も農業委員会で把握しており、別途住民票の請求をしていただくことなく、農業委員会よりあわせて提供できないかと今回諮問したものである。

(A 委員) 農業委員会事務局では農地所有者・耕作者の生年月日まで把握しているのか。

(担当課) 農業委員会事務局で生年月日も把握している。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件 4】

林地台帳のシステム化に当たり、開発を委託する事業者に個人情報オンライン結合等により処理させることの公益上の必要性（条例第10条第1項第2号）等について

【農政部みどりの里づくり推進課】

—資料を基にみどりの里づくり推進課から説明—

(A 委員) 山林の所有者情報は久留米市で把握していて、福岡県も図面等で整備しているものがあり、今後新しい形で整備を行うということか。

(担当課) 福岡県は久留米市とは別の目的で山林の情報を管理していたが、情報の更新は5年に1度である。県の把握している情報では、事業者から山林の情報について照会があった際に古い情報を渡してしまう可能性がある。今後は市が逐次情報を更新できる林地台帳管理システムとして整備し、照会があった際になるべく新しい情報を提供できるようにするものである。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

4 平成29年度情報公開・個人情報保護制度運用状況報告（通年）

—資料に基づき事務局から説明—

* 特に質問や意見等はなし。

5 その他（平成29年度特定個人情報の取扱いに関する監査の報告）

—資料に基づき事務局から説明—

* 特に質問や意見等はなし。